

第45回東京都環境審議会

速 記 録

平成29年2月3日（金）

都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午後2時58分開会)

○藤本環境政策課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第45回「東京都環境審議会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日、大変お忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。本日、事務局を務めさせていただきます、環境政策課長の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料を確認させていただきます。

次第、座席表、

資料1～9、

参考資料1～9を机の上に置かせていただいております。御確認いただきまして、会議中も結構ですので、過不足等あればお申し出いただきたいと思っております。

なお、本日の資料は全て右側の下に通しページを打っておりますので、説明のときには通し番号でお示しさせていただきますと思っていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。総委員21名でございますが、現時点で18名の委員の皆様にご出席をいただいております。規則に従いまして、会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、本日御出席いただいております委員の先生方、それから東京都職員につきましても、大変失礼かと存じますが、紹介を省略させていただきます、座席表での確認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、会場は皆様全員のお手元にマイクが設置されておまして、お手元でございます赤いスイッチを押していただきますと、マイクが入ります。御発言の際は、赤いスイッチを押してから発言をいただくようお願い申し上げます。

それでは、議事につきましては、田辺会長にお願いしたいと思います。田辺会長、よろしくお願いいたします。

○田辺会長 よろしくよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議事は、1つ目が「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて（答申）」

2つ目が「第8次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（答申）」

3つ目がその他報告事項等でございます。

諮問に関しましては、資料1、2のとおり、それぞれ6月22日、10月12日付けで都知事より環境審議会に諮問がございました。審議会運営要領第2により、いずれも水質土壌部会へ付議しており、本日までに同部会において御審議いただいております。

本日はその報告を受け、皆様に御審議をいただいた後、答申を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、水質土壌部会の審議結果について、古米部会長から御報告をお願いいたします。

○古米部会長 それでは、水質土壌部会から報告をさせていただきます。

初めに、諮問の経緯・概要につきまして「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて」と「第8水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について」、この2件をあわせて事務局から御説明をお願いしたいと存じます。

○関自然環境部水環境課長 水環境課長の関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着席をさせていただきます、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず1件目、「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて」でございますが、お手元の資料3-1をご覧くださいませでしょうか。

まず「1 制度の概要」から御説明をさせていただきます。

環境基準についてでございますけれども、環境基本法によって、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準、と定義されておまして、いわゆる行政目標という形で位置づけられてございます。

水質汚濁に係る環境基準につきましては、人の健康の保護に関する環境基準、それから生活環境の保全に関する環境基準がございます。前者につきましては、有害物質から人体を守る目的の基準ということから、全国一律の基準値となっております。

それに対しまして、生活環境の保全に関する環境基準につきましては、河川や海などの水域ごとに、水域の利用目的、例えば水道に使われているといった目的ですとか、水質の状況に合わせて、国や都道府県が基準値の区分、幾つかの段階に分かれてございますが、その区分を当てはめて個別の水域ごとに環境基準値を適用し、水質の維持を図っていくことになってございます。

この基準値の区分を国の法令の中では「類型」と呼んでございます。類型につきましては、お手元3ページの表にございますように、AA類型からE類型までということで、6段階が設けら

れてございまして、最上位のAA類型が最も厳しい基準の類型となつてございます。この類型を個別の河川に適用することによって、水素イオン濃度、BODといった各5項目の環境基準値が具体的に定まります。

今回は、都内の河川にこの類型を適用すること、それを指定と言つてございまして、その指定を3つの河川につかまして新たに行ふことと、また、既に指定をしております47の河川につかまして、その水質改善状況を踏まえまして、現在より上位の類型に見直すといった作業を行うものでございます。各水域への類型の指定及び指定の見直しは、各水域の利用目的、例えば水道水源ですとか、水産業などに利用しているかどうかということと、現状の水質によって判断をいたします。現状の水質は5項目あるうち、国の方針に従いまして、BOD、生物化学的酸素要求量の測定値を基本に判断をしておるものでございます。

このBODにつかましては、有機物による水質汚濁の代表指標とされておりました、生活排水による河川の汚濁状況をあらわす物差しとして、過去から用いられております。BODの値が小さいほど水質がよいということになります。

次に類型の指定の判断方法を御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、4ページの「標準的なフロー」をご覧ください。ここでは大場川、石神井川という2つの河川を例として、指定の流れをお示ししております。

左側の新たに類型を指定いたします大場川につかましては、直近5年間の水質測定結果ではDという類型に該当いたしますが、利用目的につかましては、コイ、フナといった漁業権が設定されている、魚類が生息いたします水産3級のC類型に該当するという形になります。最終的に、現状の水質に対応する類型と利用目的に対応する類型とを比較いたしまして、上位のほうを採用するというのが基本的な考え方でございます。

それは、水域の利用目的を配慮すると同時に、水質の悪化を許容してはならないという国の考え方に基づくものでございます。よって、今回大場川では、水産3級相当のC類型に指定をするという案になってございます。類型の指定をいたしますと、大場川はC類型の基準、BODにつかましては5mg/L以下という基準が適用される形になります。

一方、右側の石神井川でございますが、既にC類型に指定されている河川でございます。こちらにつかましては、直近5年間の水質測定結果により、B類型相当と判断し、B類型に見直すという案になってございます。

石神井川は、BODの基準が現状の5mg/L以下から3mg/L以下へとより厳しくなりました、今後、水質の維持に一層努めていくこととなります。この水域類型の指定につかましては、法に基

づいて国から受託する、いわゆる法定受託事務という位置づけでございまして、BODの測定値を基本に現状水質を判断することなどは国の考え方に基づくものでございます。東京都もその考え方に基づいて今回見直しを行っているところでございます。環境省の告示の内容など、指定の根拠となる法令につきましては参考資料1にまとめてございますので、御参照いただければと思います。

このような手順を踏まえまして、環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しの作業を行いまして、資料3-2の答申案という形でまとめさせていただきました。

お手元資料の3-2のページをおめくりいただき、右方の通しページで言いますと15ページになりますが、現状と指定後の各類型、AAからEまでの水域の数を変動した総括表になってございます。

今回の見直しによって、2番目に水質のよいAタイプの河川が最も多くなりまして、BタイプとCタイプの河川が大幅に減少したという形になってございます。また、都内において最下位のEタイプの水域がなくなるということでございます。

次に、お隣の16ページに、新たに指定いたします3水域を加えました都内50水域における現在の類型、それから変更後の類型、指定（案）ということで太枠に囲ってございます。それから、基準達成までの期間、水域の利用目的ということで一覧をお示しした案になってございます。

なお、浅川につきましては、上流下流と分かれておりますが、こちらにつきましては利用目的が若干異なっているということで水域の範囲を分けてございます。

類型の見直しは、既に類型指定がされております47水域で行いまして、28水域が上位の類型へ移行し、19水域が現状の類型のままという形になってございます。

今回、上位の類型に見直す水域につきましては、現在より厳しい基準を適用することとなり、良好な水質を維持するよう、水質の監視を続けてまいります。

次に、各水域が指定の類型の基準に達するまでの期間ということで、太枠の右隣の欄でございまして、ほとんどの水域におきまして、現状の水質で直ちに達成可能と判断してございます。ただし、7番目の新河岸川につきましては、利用目的がCタイプということで指定をしておりますけれども、現状の水質がDタイプ相当ということで、水質が直近において改善される見込みがないということで、達成期間につきましては、5年を超える期間で可及的速やかに達成ということで整理をしております。

また、42番目の鶴見川上流につきましては、5年以内に上流域の水質改善の見込みがあると

いうことから、5年以内で可及的速やかに達成という整理にさせていただきます。

それから、ページをおめくりいただきまして、通しページで言いますと17から18にかけて、水域類型の指定状況を図であらわしたものでございますが、17ページが現状、18ページが指定後の図になってございます。2つの図をご覧くださいますと、現状と比べて水質改善が進んだということがお分かりいただけるかと思えます。

次に、駆け足で恐縮ではございますが、資料3-3をご覧くださいませでしょうか。

昨年11月から12月にかけて、パブリックコメントを実施しております。先ほどの案について意見募集をさせていただきました。こちらにつきましては、御意見を5件ほどいただいております、柳瀬川と空堀川という2つの河川の類型の決め方、それから、都の水質測定地点に関しての御意見をいただきましたが、案そのものは変更していないという形でございます。

なお、この類型の見直しについてでございますが、河川水質の改善というものが契機となつてございますけれども、この制度は先ほど申しましたように、BODという最も代表的な水質指標を中心としたものでございます。

こちらにつきましては、晴天時の安定した水質データに基づくものということで、国によって定められてございます。そういったような背景もございまして、この類型が見直されたことが、直ちに個々の河川に固有の課題等が解決されたということを示すものではないと考えてございます。こちらの水域類型指定制度の適切な運用とともに、河川にかかわる関係各所の皆様の御努力が引き続き継続されることによって、今後とも都内河川の水環境が改善されていくものと考えております。

こちらの案件につきましての御説明は、雑駁でございますが、以上でございます。

引き続きまして、2件目の御説明に移らせていただきます。

次に「第8次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について」でございます。

まず、資料4-1「水質総量削減制度について（概要）」、こちらの資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

この制度につきましては、東京湾の水質改善を図る制度でございます。東京湾につきましては、湾の出入り口が狭く、水の出入りが悪い閉鎖性水域でございまして、かつ、人口や産業が集積しているエリアでございまして、世界規模で見ても突出して大きい汚濁負荷が存在するという特徴がございます。従来は、排水基準を、いわゆる濃度規制を設けて規制を行つてございました。ただ、濃度規制につきましては、低い濃度で基準に適合する排水であった

としても、排水量が多ければ水域に排出される汚濁物質のトータルの量は多くなるということから、濃度規制だけで水質改善を図るには限界があったという経緯がございます。

このため、東京湾を始め、大阪湾ですとか、他の幾つかの国内の閉鎖性水域におきましては、濃度規制に加え、水域に排出される生活排水と、あらゆる排水の汚濁物質の総量を削減させていく水質総量削減制度が昭和54年度に導入されております。この制度に基づきまして、総量削減計画の策定それから総量規制基準の設定を行ってきておりますが、今回、新たな計画を定め、あわせて基準も見直しを図っていくというものでございます。

次に、お手元の表で計画の策定の手順を御説明させていただきたいと思っております。概要の表がございます。表の左側、「国」と書いているところでございますが、5年ごとに改定と書いてございます。こちらの総量削減計画につきましては、法に基づきまして、5年ごとに改定していくことになってございます。

まず、環境大臣が都府県ごとに汚濁物質の5年後の削減目標量ですとか、目標達成のための基本事項を示した総量削減基本方針を定めるものでございます。各都府県の知事はこれを踏まえまして、汚濁物質の削減目標量や目標達成の方途を示しました総量削減計画を定めることになっております。

次に、総量規制基準でございますけれども、1枚おめくりいただきまして23ページです。

総量規制基準とは何ぞやというところを少し説明させていただいている箇所がございます。「3 総量規制基準（案）の概要」となっておりますが、総量規制基準は1日に排出が許容される汚濁物質の総量と書いてございます。これは河川に排出いたします汚濁物質の量を規制するものでございまして、いわゆる工場ですとか、事業場に課される基準ということでございます。こちらが各事業場の1日の排水量、ボリュームに対しまして、業種ごとに濃度の基準値が国において設定されてございまして、この基準濃度をC値と呼んでおります。

このかけ算で、トータルの量を抑制する基準値が計算されるという形になってございます。最終的にはこのC値を具体的に知事が定めるという制度になってございます。

恐縮ですが、1枚お戻りいただきまして、22ページの表を改めてご覧いただければと思っております。このC値の範囲というものを業種ごとに上限値・下限値という幅をもって国がまず示すという形になってございます。それを踏まえまして、その幅の範囲内で都は具体的な基準値を業種ごとに設定していくというものでございます。総量削減制度の対象となります項目につきましては、表の下にお示ししておりますとおり、化学的酸素要求量、CODと呼ばれる汚濁物質の指標となる項目、それから窒素含有量、りん含有量の3項目となっております。

このような制度に基づきまして、今回、5年ぶりに第8次総量削減計画の策定及び総量規制基準の見直しを行いました。第8次総量削減計画案は、お手元の資料4-2、それから総量規制基準案は資料4-3にお示しをしておりますが、時間の関係等もございますので、それぞれの案の概要を4-1にお示しいたしましたので、こちらの資料を中心に御説明をさせていただきます。

まず、第8次総量削減計画案でございますが、22ページの中ほどより下段にかけてです。こちらにつきましては、対象となります3物質の削減目標量を資料の下側の表にお示しをいたしております。3物質ともに第7次計画、こちらは平成26年度が目標年度となっておりますが、この7次計画の目標値・実績値も参考でお示ししております。その左側、第8次計画としてお示ししております。目標年次は平成31年度でございます。

第7次計画から若干の数値ではございますけれども、さらに改善をする目標で設定をいたしております。

「(2) 目標達成のための主な施策」ということで、表の下側に幾つか施策をまとめさせていただきます。参考までに申し上げますと、都内から排出されます汚濁負荷の9割は下水処理場からの排出が占めております。そのため、まずは下水道設備の更新・改良といった施策により処理効率を向上させていく。それから、主に窒素、りんを減らす目的で導入されております準高度処理の導入、こういったものを推進していくことが施策の柱になってございます。

それと、あわせまして、23ページにかけて書いてございますが、下水道計画がない地域における合併処理浄化槽の設置ですとか、適正な維持管理、それから先ほども申しました総量規制基準が適用される事業場に対する規制を徹底させていく。施策を総合的に組み合わせまして、先ほどの数値でお示しをいたしました目標を達成していくという案になってございます。

次に、23ページの「3 総量規制基準（案）の概要」というところでございます。先ほど御説明をいたしましたが、基準濃度、C値というものでございますけれども、環境大臣が215の業種を対象に上限値と下限値を定めてございます。その範囲内で、都も具体的に基準値を設定しております。国は、C値の上限値及び下限値を昨年9月に見直しをして、告示しております。その結果、都のC値で申しますと、し尿処理業にかかわるりん含有量の部分につきまして、国の上限値見直しにより、都のC値も見直しをする必要性が生じたため、基準値を厳しくしたという形になってございます。

その他の業種につきましては、各業種に係る排水処理の技術といったものに特段の進展も見られないといった背景もございまして、基準値を据え置く案となっております。

全215業種のC値につきましては、COD、窒素含有量、りん含有量の順番で、資料4-3にまとめておりますが、詳細にわたりますため、ここでは御説明は割愛させていただきたいと思っております。

それから、今後の予定でございますけれども、23ページの「4 スケジュール」でございます。

本日、2月3日でございますが、この後、答申をいただきました場合には、その後区市町村長への意見照会、それから、環境大臣への協議を踏まえまして、6月ごろをめどに第8次水質総量削減計画の公告及び総量規制基準を告示できるよう、作業を進めてまいりたいと思っております。

以上、第8次水質総量削減計画案及び総量規制基準案の御説明でございます。事務局からは以上でございます。

○古米部会長 ただいま、事務局のほうから御説明がございましたけれども、水質土壌部会で行いました審議の経過と審査結果を報告させていただきたいと思っております。

まず、会長より2つの案件の付議をいただきました。先ほど説明がありましたけれども、水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて報告をいたします。

部会におきましては、昨年7月13日、10月19日及び本日の3回の審議を行いまして、都内の合計50水域に当てはめる水質環境基準を定める類型の新規指定または見直しの妥当性について議論させていただきました。

議論された主な点としまして、まず部会の考え方を紹介させていただきますけれども、今回の類型指定の見直しに当たっては、先ほどありましたBOD、有機汚濁の指標でございますけれども、その値を中心に検討いたしました。しかし、環境基準にはBOD以外にも項目がございますので、BODを中心としながらも同時に類型の指定に当たっては、河川ごと、BOD以外の基準項目の水質データも把握いたしました。それを両目で見ながらBODをもとに類型指定を行うということで方針を決めました。

この方針に基づきまして議論しました結果が、先ほど資料の3-2にございます「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて（答申案）」でございます。その内容は妥当であると部会では考えております。

続いて「第8次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（答申案）」、報

告させていただきます。

同様に部会におきまして、昨年の10月19日及び本日の2回の審議を行いました。国が昨年9月に策定し、知事に通知しました総量削減基本方針、それをもとに知事が策定する第8次総量削減計画における目標達成の方途及び事業者が遵守しなければならない総量規制基準について議論をさせていただきました。

初めに、総量削減計画につきましては、中央環境審議会の答申がこれまできれいな海、すなわち水質を中心にした考え方のもとで対策を進めておりましたけれども、第8次の水質総量削減においては、きれいで豊かな海の観点で、水環境の改善対策を進めていくという必要があることが示されましたので、それを踏まえた形で計画案をつくるということで議論させていただきました。

先ほどございましたように、都内の下水道の普及率はほぼ100%に達しておりますので、水環境のさらなる改善に向けては、窒素、りんを除去する下水処理の高度化の取り組みを引き続き着実に進めていくということが大事と考えております。また、汚濁負荷の発生源原因として生活排水の占める割合が大きいということですから、生活排水対策についてどのようなことを行うことができるのかということを示すことや、排水規制の改善に向けて、水循環基本計画等もできておりますので、雨水浸透や雨水貯留あるいは水の再利用というように、水の循環における排水量自体を削減していくというような施策を進めることが重要だと考えました。そのような内容に基づきまして、計画案を検討したということでございます。

その結果、先ほど資料4-2で説明されました第8次水質総量削減計画という内容は妥当であるというように部会は考えております。

続きまして、総量規制基準、すなわち事業所ごとのC値をどのように定めるのかということでございます。先ほど説明がありましたように、都内の対象事業所の排水処理の方法は、大きく変わっていないということから、一つの業種の一つの項目について見直しをし、それ以外は据え置くといった、資料3に示しました総量規制基準というものが妥当であるというように部会では考えております。

以上が水質土壌部会の審議経過と結果の報告でございます。

○田辺会長 ありがとうございました。

ただいまの部会長の御報告につきまして、御意見を伺いたしたいと思います。

まず最初に、「水質汚濁にかかわる環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて」の答申案について、いかがでしょうか。

御発言なされる委員の方、名札を立てていただいて、御発言いただければと思います。いかがでしょうか。御質問でも何でも結構でございますけれども、いかがでしょう。

それでは高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋委員 1番目について質問なのですけれども、これは大変基準が厳しくなってよくなったと思うのですが、これを実現するための計画とか見通しとか、そういうのももちろん一緒に議論されたと思うのです。その辺は全般的でいいのですが、どんな計画なり政策があるのかということをお話したいと思います。

○古米部会長 先ほど、ある程度御説明がありましたけれども、今回の見直しの多くは既に5年間水質がよくなっているという経過があったものですから、それをさらに維持する。いわゆる非悪化の原則なのですけれども、それをもって多く見直しをしていますので、特段、新たな対策をするという河川は多くはなかったということです。ただ、幾つかは基準を達成できていないところ、あるいは新たに排出源が出てきたので、それに対してはどう対策をするのかということ、事務局のほうから具体的に例があれば御紹介いただければと思います。

○関自然環境部水環境課長 では、事務局から補足をさせていただきます。

先ほど御説明申しましたように、2カ所の河川で、直ちには達成できないという形で、達成期間を整理させていただいておりますが、先ほど申しました鶴見川、番号で言いますと42番のところでございますが、上流にあります汚濁源、具体的には事業場なのですけれども、そちらのほうで抜本的な改善が近年なされる予定であると聞いておまして、それを踏まえますと、5年以内に安定的な形で達成が可能であろうという見込みでございます。

一方、番号で言うと7番の新河岸川のところでございますが、今、申し上げた鶴見川のような形ではまだ具体的なめどが十分立っている状況ではないということで、5年以内ということではなく、それを超える形で速やかに達成をしたいということで整理をさせていただいておりますが、それ以外のところは直ちに達成できる見込みでございます。

○田辺会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

では、続きまして、2番目の第8次の水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定についても、御意見、御質問を伺いたいと思います。

○崎田委員 崎田です。

実は、こちらに関して、議論の過程をぜひ御紹介いただきたいと思ったのです。やはり、閉鎖性水域の水質というのは残された重要課題の一つということで関心が高いと思うのです

が、特に東京の場合、2020年のオリンピックの会場施設というのが海のところもありますので、そこでの水質改善というのは非常に関心が高いと感じています。

特に、総量削減の制度上は大丈夫であっても、例えば集中豪雨の直後の水質など、なかなか難しいところもあるのではないかと思います。下水道の雨水貯留の改善とか、そういうものも下水道のほうではやっておられると思うのですが、そういう総合政策をもう一段高めるといようなことも大変重要なのではないかという思いをしていたのですけれども、その辺のことにに関して、話し合いの中で何か出ましたら教えていただければと思うのですが。

○古米部会長 御指摘のように、総量削減計画というのは閉鎖性水域全体の水質改善を目指したものであって、いわゆる臨海部であるとか沿岸部のところだけのものではありませんけれども、水質改善するあるいは水環境をよくするという点においては非常に関係しております。

今、言われたように、雨が降った後の汚濁の問題というのは、資料4-2のページ数、右下で言うと27ページになります。

「(イ) 合流式下水道の改善」というところが深く関わっております。先ほど崎田様も御指摘のように、下水道側としては、雨が降ったときの越流量がふえないように、雨水滞水池を多く設置するという点で、未処理の越流量を削減するという努力をされておられますし、できるだけ下水処理場のほうに取り込んで減らすということもできますでしょう。先ほど申し上げたように、要は、合流式下水道では汚水に加えて雨が入ることによって越流しやすくなるので、できるだけ自治体だけでなく民間の施設であるとか、いろいろなところで雨水を貯留するあるいは浸透を促進する。そうすることによって流出抑制が達成できますので、越流量が減る、あるいは越流する頻度が減るといことも可能になります。さらには、雨天時下水を処理する。できるだけ安全なものにしてできる処理をして放流する。例えば、高速ろ過装置を水再生センターに導入するという対策をされておられます。これで沿岸域に予定されるオリンピック競技会場の水質が十分によくなるかという点、降雨後には懸念が残りますけれども、そういった対策努力をされていることが非常に重要だということです。その意味では、この合流式下水道の改善という項目はしっかりと書き込んでいただいたことと、さらに後半に雨水の浸透・貯留という項目も立てさせていただいたところが、部会での議論の内容です。

○崎田委員 分かりました。ありがとうございます。

○関自然環境部水環境課長 事務局から若干の補足をよろしいでしょうか。

先ほど、オリンピック競技との関連についての御発言があったのですが、今回の水質総量削減計画あるいは環境基準の達成という部分との関連で申しますと、オリンピック競技に関しての水質基準というものにつきましては、国際競技団体のルールに基づくものとなっておりますので、環境基準ですとか、総量削減計画との関係で言いますと、それは別個のものであるということでお考えいただきたいと思います。

ただ、もちろん全般的な水質改善にはしっかり取り組んでいきたいと考えています。

○崎田委員 ありがとうございます。

参考にお伺いしたいのですが、それぞれの競技団体の水質基準というのはこういう一般的な基準よりも厳しいのですか。どういう状況なのか、教えていただければと思います。

○関自然環境部水環境課長 私どもは、広域的な水質監視という観点から行っておりますけれども、競技団体のルールに関しましては、それぞれの競技団体において独自のルールがあるようでございますので、そこは一概に単純比較できるようなものではないと考えております。

○古米部会長 私が知っている範囲内で。

例えば、お台場海浜公園がトライアスロンの競技用の候補地になってはいますが、トライアスロンの関係で言うと、大腸菌の計数としてCFUかMPNか、ちょっと覚えていませんけれども、100ml当たり250という値がありますし、あと、透明度はなかったかも分かりませんが、そういった水質基準があります。

一番懸念されるのは、糞便汚染の指標値が安全なレベルであることです。そこで泳ぐわけですから、それが一番重要です。油がないとかいろいろあったと思いますけれども、そういった基準は、今の環境基準でいうと、日本の場合には、大腸菌ではなく、大腸菌群数や糞便性大腸菌群数で指定されていますので、基準の項目自体が若干違いますけれども、単純にいうとかなり厳しい基準がトライアスロンの会場には求められているということになります。

○崎田委員 分かりました、ありがとうございます。

少し厳し目だというお話を伺いましたので、できるだけいろいろな関連のところに関心を持っていただいて、東京の水質環境がよくなれば、2020年以降の社会の環境、生活環境、いろいろな環境保全にも役立つのだという感じもいたしますので、いろいろなところでその辺のことを発信していただければありがたいなと思います。

○古米部会長 私の知る限りでは、品川区からだと思いますが、お台場海浜公園の水質を公表しています。晴天がずっと続いているときには、先ほど申し上げた値より、十分に低いよ

うな状況です。ただ、雨が降った後はどうなるかというのが懸念材料ではございます。

○田辺会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

末吉委員、お願いいたします。

○末吉委員 ありがとうございます。

この審議事項の2つについては全くの素人で、何も申し上げようがないのですけれども、ただ、環境審議会の一員として、ちょっと感じることはあるのですけれども、この環境基本計画の90ページから数ページにわたって、「3 水環境・熱環境の向上」ということで、河川の状況を見る視点がこういう狭義の水質から広いですね。いろいろな河川の持つ機能とか、どういうぐあいに役立てようとかですね、そういうのからすると、これは多分、事務局にお尋ねしたほうがいいと思うのですけれども、環境基本計画で言っている水環境の向上というのは、うまくいっているのでしょうか。計画どおりなののでしょうか。

○関自然環境部水環境課長 事務局からお答えをいたします。河川と東京湾につきましては、数値の目標ということでいいますと、先ほど申しましたように、BOD、CODという代表的な水質指標でもって数値目標を設けさせていただいております。

済みません、後ほどの議論とかぶってしまうかもしれませんが、河川のBODにつきましては、現状では、100%環境基準を現状の基準で達成しているという状況でございます。一方、CODにつきましては、東京都はかなり汚濁の排出の取り組みを行っておりますけれども、東京湾に流入する汚濁物質の総量の7割が他県からの流入ということになっておりまして、そこを総合的に取り組んでいかないと、改善が進まないといった背景がございまして、CODのところにつきましては、まだ数値目標のところは現状では達成できていないということでございます。全体といたしまして、水循環というようなトータルな話も含めると、もっと定性的な話も出てまいりますのですけれども、河川と海のところに関しましては、この二つの指標でもって改善に取り組んでいきたいということでございます。

○田辺会長 ほかに御意見、御質問等、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし、特にならなければ、ただいまの水質土壌部会の審議結果の報告にある「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて（答申）」と、「第8次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（答申）」、御了承をいただいたということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○田辺会長 どうもありがとうございました。

それでは、部会報告については、適当であると御承認いただいたものとさせていただきますと思います。

皆様に御承認いただいた内容に沿いまして、都知事への答申をさせていただきます。事務局の方から答申文をお配りいただければと思います。

(答申文 配付)

○田辺会長 ご覧いただいていますでしょうか。

それでは、この答申文をもちまして、知事に答申いたしたいと思っておりますけれども、皆様よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○田辺会長 ありがとうございます。

それでは、本答申文をもって、知事への答申といたします。

続きまして、報告事項についてです。報告事項「(1) 東京都環境基本計画」について、「(2) 都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○藤本環境政策課長 それでは資料5につきまして、「計画で掲げた施策の進行管理について」ということで御説明させていただきたいと思っております。

2020年と2030年をターゲットとしました、46の施策の目標につきまして、その達成度を毎年公表していくとともに、結果を検証して施策に反映していくということで今、進めております。今後は、環境審議会を毎年7月ごろ定期的を開催いたしまして、年度ごとの目標達成状況を御報告させていただきたいと考えております。進行管理に当たりましては、このメモにありますように、定量的な目標だけではなく、数値化が難しい定性的な目標につきましてもできるだけ関連する指標などを用いて、施策の達成度を図っていきたいと思っております。環境審議会に進捗状況を報告し、皆様方の意見を頂戴するとともに、広く施策を検証しまして、見直しや拡充を図っていきたいと考えております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料6「数値目標に対する取組状況について」を御説明したいと思います。

環境基本計画に掲げます46の目標のうち、20の数値目標につきましては、新しいデータがそろいましたので、現時点での進捗状況を御報告したいと思います。

まず「1. スマートエネルギー都市の実現」の分野でございます。先にエネルギー消費量を

ご覧いただきたいと思います。基準年である2000年と比較して、19.2%の減となっております。部門別に見ますと、家庭を除く産業・業務、運輸部門で減となっておりまして、家庭を除いて省エネの取り組みが着実に進んでいるものと考えております。

続いて、2000年と比較をしました2014年度の温室効果ガスの排出量を見てみますと、CO₂排出係数が上昇していることもありまして、8.4%の増となっております。部門別に見ますと、運輸部門について、34.4%の減となっておりますが、産業・業務、家庭部門、それぞれ増となっております。

続きまして、次世代自動車・HV車の普及割合については、乗用車が12.1、貨物の分野では0.4となっております。

業務用コージェネレーションシステムの導入量は、2015年度末時点で33.4万kWとなっております。

代替フロン（HFCs）につきましては、フロン排出抑制法の施行契機、2014年度を基準年度としておりますが、その排出量はCO₂換算で390万トンとなっております。

続いて再生可能エネルギーに関する目標です。2014年度の実績値となりますが、再生エネルギーによる電力利用割合が8.7%、都内の太陽光発電設備導入量は40.9万kWとなっております。都内施設への太陽光発電導入量は2015年度末時点で1万3,700kWとなっております。

続いて、水素社会の実現に関する目標でございます。こちらはいずれも2015年度の実績値になります。

燃料電池自動車の普及台数は144台、燃料電池バスは導入実績がまだありませんが、3月には都営バスで2台導入される予定となっております。また、水素ステーションの整備箇所数は都内に11カ所。また、家庭用燃料電池普及台数は3万1,000台と、着実に増えております。

続いて、「2. 3R・適正処理の促進と『持続可能な資源利用』の推進」に関する目標でございます。

こちらは2014年度の実績となりますが、一般廃棄物のリサイクル率が23.2%です。都内の廃棄物最終処分量は、2012年度比で14.6%の減となっており、現時点では2020年度の目標を達成しておりますが、年度ごとに増減があるため、着実に削減していく必要があると考えております。

続いて「3. 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」に関する目標でございます。

こちらはいずれも2015年度の実績となりますが、都内に50地域指定しております保全地域

におきまして、希少種対策を8カ所で実施しております。また、保全地域等での自然体験活動参加者数は3,473人となっております。

最後に「4. 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保」に関する実績です。

PM2.5の環境基準達成率につきましては、2015年度一般環境大気測定局では85%、自動車排出ガス測定局では40%となっております。

光化学スモッグ注意報の発令日数は5日ございました。

光化学オキシダントにつきましては、現在達成率ゼロ%となっております。

最後に、先ほどもございましたが、海域と河川の水質に関する目標でございます。海域のCODの環境基準の達成率は25%ございました。河川のBODの環境基準は前年に引き続き100%達成となっております。

目標に対する取り組み状況につきましては、以上となります。

続きまして、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」について御説明させていただきます。恐縮ですが、お時間も限られておりますので、要約版での御説明とさせていただきます。

通し番号78ページを1枚おめくりいただきまして、79ページをご覧いただきたいと思います。

昨年末に、都政全体の計画である「2020年に向けた実行プラン」でございます。これは都民ファーストの視点に立ち、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティの3つのシティを実現し、新しい東京をつくるための29年度から32年度までの4年間を計画期間とする総合的な計画でございます。

80ページをご覧ください。

環境基本計画に掲げている事業や目標のうち、環境局において進めていく事業につきましては、スマートシティに分類しております。

下のほう、「政策の柱1 スマートエネルギー都市」、「政策の柱2 快適な都市環境の創出」、「政策の柱3 豊かな自然環境の創出・保全」のところにまとめてございます。

続いて82ページをご覧いただきたいと思います。

上段にありますとおり、スマートシティとは「世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京」を目指していく取り組みとしております。

まず「スマートエネルギー都市」ですが、一番上にあります政策目標は、環境基本計画と変更はございません。新たな取り組みといたしましては、真ん中の囲みのところにありますLED照明の普及でございます。単に省エネを目指すだけでなく、都民の環境意識を高めよう

と、家庭にある白熱球電球2個を持ち込むと、LED電球1つに交換する事業を開始する予定で
ございます。

また、断熱性にすぐれ、省エネや再エネ技術を駆使したエコハウスや、小型の太陽光発電
パネルを搭載し、非常用電源となり得る自立型ソーラースタンドの普及などの取り組みを進
めていく予定でございます。加えまして再生可能エネルギーの導入促進や、水素社会に向け
た取り組みを一層推進することにより、地球温暖化対策を積極的に進めてまいります。

続いて83ページをご覧くださいと思います。

持続可能なライフスタイルへの転換に向けた取り組みです。とりわけ、世界的にも課題と
なっている食品ロスにつきまして、いわゆる3分の1ルールと呼ばれている、加工・流通にか
かるビジネスモデルの変革に向けた取り組みや、「食べずに捨てるなんてもったいない（仮
称）」キャンペーンの実施による、消費者への意識啓発など、消費行動から供給側を変える
取り組みなどを進めてまいります。

また、「暑さ対策の推進」として、ヒートアイランド対策とともに、熱環境を改善してい
く取り組み、クールエリアの創出、都道における遮熱性舗装などの路面温度上昇対策などを
進めていく予定でございます。

続いて、84ページをご覧くださいと思います。

「アジア・ナンバーワンの国際金融都市の実現」に向けた取り組みの一つとして、グリー
ンボンドを新たに発行いたします。これにつきましては、この後所管の財務局公債課から事
業の概要を説明させていただきます。

なお、プランの本文も、参考資料に添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思
います。

実行プラン関係の説明は以上でございます。

○田辺会長 ありがとうございます。

資料6で通知表のようなものも出てきましたけれども、皆様方から今の御説明に関しまして、
御意見、御質問等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、崎田委員からお願いいたします。

○崎田委員 ありがとうございます。

最初に資料6のところで、エネルギー消費とか温室効果ガスの排出削減の状況を見ますと、
やはり家庭部門がエネルギーも増加して、それに伴ってCO₂も大変増加しているというところ
で、しっかりとそこに具体的な制度を入れなければいけないというのを非常に感じるところ

なのですけれども、今の御説明で、切れた電球を2つ持ってきたらLEDにかえますとか、非常に分かりやすい政策だという感じがしますので、ぜひ、それを入り口にして、家庭の省エネとか創エネをしっかりと進めていただければありがたいと思います。その際に、どのくらいCO₂削減効果が出たというような定量化をして、それを入れ込んでいただくというのが大事だと思っております。

環境省のほうで、以前、開発した「しんきゅうさん」というホームページがあるのですが、古い家電と同じ種類の新しい家電を、製品名などを入れるとどのくらい削減になっているかみたいなものが出てくるのです。そういうものもうまく活用していただいて、明確に定量化していただけるとありがたいと思います。

もう一つだけ、次のページに「“もったいない”」の食品ロスのところがありますが、今、これは日本国内の課題だけではなく、世界が食料を大事にする話と、廃棄物を出さないという、その辺のところから、食品ロス削減というのは非常に重要課題になっておりますので、東京という大都市が本格的に取り組んでいただくということで、いろいろな対策が進むと思っております。特に、また2020年の話をしますけれども、大量に人が来る時期ですので、いわゆる競技の関係の選手村のところもそうですし、その関連の多くの来訪者もいらっしゃいますので、そのときに食品ロス削減の明確な取り組みというのを発信しながら、2020年の後にレガシーとして残すという、その辺の戦略を立てて、食品ロス削減を実現させていきたいと思っております。一緒にこういうところでも具体的な意見交換もしながらやっていければと思います。よろしくお願ひします。

○田辺会長 ありがとうございます。

多分、御発言されたい方が多いと思うので、まとめて伺ってお答えいただくような形にしましょうか。

それでは、小西委員、よろしくお願ひします。

○小西委員 ありがとうございます。

これから7月ごろに環境審議会を開催して、東京都の環境基本計画を検証して、見直していくと今、伺って、今回、数値目標に対する取り組み状況が出てきているのですけれども、例えば、これに今、おっしゃったような、なぜこういう結果になっているかみたいな、それぞれ何か理由とかコメントをつけられて、これからどう見直されていくかということこれから検討されると思うのです。なるべく一般の方にも分かるような形で。

例えば、私たちWWFで海洋ですとか森林とか、気候変動とかいろいろなプロジェクトを行っ

ているのですけれども、いかに分かりやすく取り組みの進捗状況を示すかというものが、今、すごく求められています。例えば、すごく単純なニコちゃんマークであらわすとか、笑顔のニコちゃん、泣いているニコちゃんみたいな、そういうものを5種類ぐらいつくって、この横にぽんぽんと置いていったりとかして、そんな形も今、試行錯誤しているところなのですけれどもね。そういった分かりやすさというのもぜひ、追求をしていただけたらなと思います。

御説明があったように、エネルギー消費量はきちんと下げられているけれども、排出係数の関係で、東京都さんだけの努力ではないところでの理由で、やはり家庭業務がふえている。だからこそ、やはり排出件数を下げていくことが必要なのだと思います。東京都さんと言え、予算規模から行くと、欧米の1国並みの大きな影響力のある、ほとんど国レベルの自治体さんですので、ここから国への政策へのシグナルというものも、この見直しから出ていくといいなと思っております。それはもちろん、国内の国レベルの政策に対するシグナルと同時に、国際的なシグナルという意味においても、東京都さんが果たされるリーダーシップはとて大きいのかなと思っております。

今、御存じのように非常に世界的にアメリカの政権の今後の不透明さが出ていますので、ますます自治体さんの積極的な取り組みというものが世界の中でも非常に貴重になっていきますので、この東京都さんの取り組み、それを推進する大きな力になりますので、それを国内の国レベルへのシグナル、同時に国際的に発表されて、それを世界レベルでの温暖化対策の取り組みの推進に向けていただければなと思います。

○田辺会長 ありがとうございました。

末吉委員、お願いいたします。

○末吉委員 ありがとうございます。

今、お二人が言われたこととちょっと関連してなのですけれども、家庭部門が20%削減目標に対して37.2増となっていますが、先ほど御説明があったとおり、多分、電気の係数が高くなったという理由が大きいのではないかと思います。

これはよくウオッチしておかないと、非常にトリッキーなのですね。家庭にCO₂を出すなど言うには、基本的には私は2つの方法しかないと思っています。

1つは、使わない、我慢する。あるいはもう一つあるのは、エネルギー効率の非常にいい、CO₂を出さないプロダクツやサービスに転換していく。それでいて、自分のライフスタイルのレベルは下げない。できれば上げていく。だから、いい生活をしながらもCO₂が減る。

結局は、ビジネスの話ですね。家庭部門で使うものは電気から始まって、いろいろな家電

から自動車から家のあり方、基本的には全てビジネスがつくり出すプロダクトとサービスを使うことによって出てくるCO₂です。ですから、今のこの数字を見て、家庭がけしからんというような話にはならないように。

たしか、ぼくの記憶が正しければ、国が26%削減と言っているうちの、家庭部門が-40なのですね。すごく高いようではすけれども、実は、そのうちの26%ぐらいが電気なのです。だから、家庭の人は誰も手を出せないと思いますよ。自分たちでできるのは10何%しかない。そういう目標の組み立て方になっていますから、単純に表の数字だけではなくて、本当に家庭部門が減らすには何をしていかないといけないのか。どういったことを普通の消費者にお願いをしなければいけないのか。それは相当よく考えていかないと、結果としては大変トリッキーな話になるのではないかと考えております。

それからもう一つ、さっき聞いたかったのですけれども、環境施策に対する予算は十分あるのですか。予算の制約で目標達成ができないとか、そんな状況にはならないのでしょうか。

○田辺会長 今、御質問いただいたので、ほかに御発言なさりたい委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

では、西岡委員、お願いします。

○西岡委員 簡単な話なのですけれども、運輸部門における削減が非常に大きいですが、ほかの関連指標を見てもすぐにはこれだからというものが無いので、どういう利用なのか教えていただければ。

○田辺会長 分かりました。

それでは、今までのものをまとめて、お答えをお願いできればと思います。事務局、いかがでしょうか。

○遠藤環境局長 環境局長の遠藤でございます。

個別の内容につきましては、担当のほうから答えさせていただきます。

今回、取り組み状況をお示ししましたが、先ほど会長からも通信簿だとお話しがありました。こういう形で皆様方に御審議をいただいて、検証して、いわゆるPDCAサイクルを回していきたいと思っております。

今、小西先生から、ニコちゃんマークで分かりやすくという話もございました。知事が情報公開を一丁目一番地にして、都民の方に分かりやすくというのを一番の目標にしているということもございますので、毎年毎年きちんと分析し、通信簿を分かりやすい形での情報開示というものに、これからも努めていきたいと思っておりますので、いろいろなアイデアが

ございましたら、ご教示いただきたいと思います。

また、今回の予算編成は、これから当然議会の御審議をいただいて、それで決定されるのですが、編成した予算でいえば、対前年比でマイナスとなっています。昨年度は、5年間で60億を使うユニバーサルデザインタクシーですね。環境に優しいタクシーの導入で60億を使った。それがなくなるとか、海の森の関係の工事費が事業終了で削減されたりということがございまして、見かけ上はダウンになっておりますけれども、きっちりと必要な予算は盛り込んでおります。個別につきましては部長のほうから御説明させていただきます。

○松下地球環境エネルギー部長 地球環境エネルギー部の松下です。

省エネ関係につきましては、私からお答えさせていただきたいと思います。

白熱球を2個お持ちいただいたらLEDを1個お渡ししますよという事業なのですが、今回、29年度の予算案で計上させていただきまして、今後、議会で審議いただきまして、決定いただければという事業でございます。具体的には、これから詳細を詰めていくところですが、先ほどありましたように、効果につきましては、LEDを2個ということなのですが、こちらからお渡ししますよと言っているのは100万個を考えております。白熱球100万個をLED100万個に転換していただくと、年間4.4万トンのCO₂の削減につながると考えております。今回、2個持って来ていただいて、1個お渡しするというのは、これはもう一個は買ってくださというお願いでもございまして、2個目まで見込みますと、倍の効果があると思っております。また、この事業は、末吉委員の質問のお答えにつながるころがあると思うのですが、家庭でまだまだLEDの省エネ効果とか、分かる方は分かっていると思うのですが、なかなか一般の方でそういう認識がないというか、薄いといいますか、少ないという部分があります。こういうことをきっかけにLEDの効果ですとか、省エネアドバイスですとか、そういうことも家電店等に御協力いただきましてやっていきたいと思っております。さらに、LEDだけではなく、照明だけではなく省エネまで含めて、広く普及していきたいと思っております。そういう意味での省エネの一大キャンペーンみたいな形にしていきたいというのが狙いでございます。

小西委員からありました、排出係数につきまして、都から国へとか、国際的にシグナルを発信していくべきだというお話でございしますが、国要望等も含めまして、ことあるごとに私どもも発信していきたいと思っております。機会を捉えて効果的にやっていきたいと思っております。

末吉委員からありました、家庭部門のエネルギーが増えているけれども、これは個々の家

庭の取組が悪いわけではなく、そういう意味でいうと社会全体でちゃんと取り組むべきことだというお話だと思いますが、先ほども言いましたように、まだ省エネ意識が薄いか、余り取組が進んでいないような方々には、一生懸命啓発して、それで取組をしていただきたいなということで、今回LEDのキャンペーンを張っていきたいと思っていますところがあります。

一方で、ビジネス界につきましても、いろいろな御協力を得ながら、この間もやってきましたけれども、これからもそういうことで進めて行きたいと思っております。

雑駁ですが、以上でございます。

○田辺会長 車に関しても御質問が。

お願いいたします。

○松永環境改善部長 環境改善部長の松永と申します。

西岡委員から御質問がございましたけれども、運輸部門の削減が大きいのですけれども、そのうち、約8割を自動車が占めております。

自動車に関して言いますと、都内の走行量が2000年に比べて、約3割減ってきております。これは2000年から見ますと、リーマンショックがあつたり、圏央道など、環状道路が開通しているということも影響しているのかなと思っております。

また、一方で、取り組み状況の表にもありますように、ハイブリッド車などの低燃費車が、乗用車で言いますと12%ぐらい普及しておりますので、そうした2つの、ほかにも要因はあると思えますけれども、そうしたことで運輸部門の中の自動車が特に減ってきていると考えております。

○田辺会長 ありがとうございます。

ほかに、御意見あればぜひ。よろしいですか。

では、崎田委員。

○崎田委員 食品ロスに関してどう取り組んでいるか、様子を教えてくださいませんか。

○田辺会長 食品ロスについて、お願いいたします。

○谷上資源循環推進部長 資源循環推進部長の谷上です。

フードロスにつきましては、東京都としても昨年度来からいろいろモデル事業等を行ってきています。国連の持続可能な開発目標の中にも、食品の廃棄の半減というのがあります。

83ページの表にもございますように、2つポイントがあると考えていまして、一つは流通・加工における商慣習のなかで、3分の1ルールと言われているものなどがございまして、それをいかに改善できるかという点と、あと、例えば消費者のほうから、賞味期限が切れそうな

ものから買っていきような動きをどうにかつくりたいということで、2本立てで来年度からやっていきたいと考えております。そのために、ステークホルダー会議というのを設けまして、関係者の方たちと議論を重ねて、当然オリンピックが行われる2020年というのが一つの区切り、その後のレガシーというのもあるのですけれども、そこに書いてありますように、東京方式という形ですね。

特に、ヨーロッパは、フランスなどを中心に、かなり食品ロスに対するいろいろな制度ができていますので、我々としては、オリンピックまでには東京としても誇れるようなものがないかというところを目標に頑張っていきたいと思っております。

○田辺会長 よろしいでしょうか。

では、小西委員。

○小西委員 たびたび済みません。

フードロス、まさに同じ懸念を持っていたので、崎田委員、おっしゃっていただいて、ありがとうございます。

一つ、先ほどの排出係数のお話なのですけれども、7月にまたPDCAサイクルで検証をされて発表されるときに、なぜこういう結果なのかということ、それぞれコメントをつけるか理由を分析して出されると思うのです。今回、関西電力さんが石炭火力を初めて断念されましたけれども、まさに東京都に入ってくる電気も、まだまだ石炭火力がたくさんあります。今も1つ、また千葉に新しく石炭火力の発電所が出ていますけれども、東京都さんの環境基本計画は行動計画とは関係ないと思うのですけれども、排出係数が悪いと、せつかくの計画が温室効果ガスのところでは2030年に至っても全く反映されないことになります。ぜひ、7月の分析のときには、踏み込んだ形で、シグナルとして、こういった形で排出係数が悪くなるような政策でこのままいってもらいと、危くなるのだみたいなことを発信していかれるというのもこの環境基本計画を達成する重要な一つかなと思います。7月に向けて、それも御検討いただければと思います。

○田辺会長 ほかに御意見よろしいでしょうか。

どうぞ。

○崎田委員 先ほど、家庭部門がそんなに大変という、明確な理由や分析をしてというお話がありました。家庭の目線から言えば、大変ありがたいお話なのです。もちろん、世帯の数がふえているとかそういうようなことで広がっているという現実はありますけれども、消費行動の次に家をもっと断熱するとか、いろいろなことにつながりますので、一人一人の参加

が大事だという視点をしっかりと出していただくことは大事かと思っております。よろしく
お願いします。

○田辺会長 ありがとうございます。

少し時間が押していますけれども、ほかにいかがでしょうか。

今、御意見があったように、通知表と言われて一喜一憂するのではなく、きちんと評価を
受けるわけで、何をすればいいかということを確認に示していくことこそが重要かと思いま
す。

それでは、続きまして、報告事項3「グリーンボンドの発行方針について」、事務局から御
説明をお願いしたいと思います。

○菅原公債課長（財務局） 財務局主計部公債課長の菅原でございます。よろしくお願いい
たします。

私からはグリーンボンドの発行方針について、説明をさせていただきます。

資料8、85ページをご覧ください。

まず、今回の発行方針でございますが、東京都ではこれまでグリーンボンドの発行に向け
た検討を進めておりましたが、今般、来年度のグリーンボンド発行に向けた方針が取りまと
まりましたので、本日御報告をさせていただくものでございます。

グリーンボンドについてですが、皆様御案内のところかと存じますが、企業や自治体など
が環境問題の解決に資する事業に要する資金を調達するために発行する債券ということでご
ざいまして、東京都では、都債の一部をグリーンボンドとして発行してまいります。

それではまず、1の「グリーンボンド発行の意義」についてです。

1つ目は、都民や企業のグリーンボンドへの投資を通じた後押しにより、東京都の新たな環
境施策を強力に推進すること。

2つ目は、国内の自治体として初となるグリーンボンドの発行を通じて、グリーンボンド市
場を活性化し、国内の貴重な資金が国内の環境対策に向かって活用される流れを創出するこ
と。

3つ目は、個人投資家に対して投資機会を提供することにより、都の環境事業に対する都民
の方々のオーナーシップ意識を喚起すること。

4つ目は、機関投資家に対して、投資機会を提供することにより、企業の環境配慮意識の醸
成に寄与するとともに、社会的な評価を受けられる環境の整備を促進すること。

5つ目は、グリーンボンドの発行を通じて、新たな投資家にアクセスすることが可能となり

まして、投資家層を多様化することの5点とさせていただきます。

次に、「2 発行概要」ですが、名称は東京グリーンボンドとしまして、発行規模は総額で200億円程度を予定しております。対象投資家は、円貨建て債を購入可能な機関投資家と、都民等の個人投資家としまして、発行通貨は、機関投資家向けは円貨、個人投資家向けは市況等に応じて判断をしてみたいと思います。

これによりまして、国内の資金が国内の環境対策に向かって活用される流れを創出してみたいと考えております。

発行の時期については、今後必要な準備を進めまして、今年の10月から12月での発行を予定しております。

次に「3 グリーンボンド原則への対応」でございます。

グリーンボンドの発行に当たりましては、業界の自主的なガイドラインであるグリーンボンド原則に沿って発行することが一般的となっております。

具体的に申し上げますと、資金用途を初めとする4つの項目への対応が求められていることに加えて、第三者機関から認証等を取得することが推奨されております。

こうしたことを踏まえまして、東京都としてもこの原則に定める4つの項目全てに対応するとともに、第三者機関による認証等を取得しまして、グリーンボンドとしての適格性・透明性の確保などを図ってみたいと考えております。

それでは、86ページにお進みください。

「4 充当事業」でございます。

下の表をご覧くださいまして、この表の右側に「グリーンボンド対象事業」という欄がございますが、このうちの環境サポーター債対象事業として○をつけている事業は、今年度発行しました東京環境サポーター債で調達した資金を充当している事業でございます。

来年度発行するグリーンボンドでは、これらの事業に加えまして、オリンピック競技施設の環境対策、都道の遮熱性・保水性舗装、都有施設・道路の照明のLED化、上下水道施設の省エネ化、環境にやさしい都営バスの導入、それから先ほどの御議論の中でもございましたが、合流式下水道の改善、こういった公営企業の事業それから東京都の環境施策を先進的、加速的に推進していく事業を、新規の対象事業として選定しております。

それでは、次のページにお進みいただければと思います。87ページでございます。

こちらは【参考】としておりますが、東京環境サポーター債について御説明いたします。

グリーンボンド発行に向けたトライアルとして、昨年の12月に個人向けの都債として発行

した債券でございます。

まず、「1 発行の意義」ですが、この中の②をご覧くださいまして、トライアルとして発行することによって都の環境事業に積極的に関与してもらう機会を都民の方々にいち早く提供した点がポイントとなっております。

次に「2 発行概要」でございます。

発行規模は、1億2,500万オーストラリアドル、日本円で100億円相当発行いたしました。期間は5年、金利はオーストラリアドルで2.74%となっております、東京とその近郊の県に在住または在勤・在学の個人の方などに販売させていただいております。

発行日はここにご覧いただけますように12月5日でしたが、売り出し日は11月24日ございまして、おかげさまで売り出しを開始した初日に完売することができたところでございます。投資を通じて東京都の環境事業にオーナーシップ意識を持っていただくという点に、多くの皆様が共感してくださった結果だと思っております。

なお、御購入いただいた方全員に、知事からの感謝のメッセージを込めたカードを送付させていただいております。

次に「3 グリーンボンド原則への対応」ですが、この債券の発行に当たりましては、グリーンボンド原則に自主的に対応する一方で、環境への投資機会を都民の方々にいち早く提供することを重視いたしまして、今回は、第三者機関による認証等は取得しないということといたしました。

「4 充当事業」でございますが、環境への寄与が確かな事業に充当することといたしまして、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の観点から都有施設の改築・改修、それから、都市緑化の観点から公園の整備、気候変動の影響への適応の観点から、河川、高潮防御施設の整備に合計で100億円の資金を充当させていただいております。

88ページからは、今回のグリーンボンドの発行方針の本編となっておりますので、御参照いただければと存じます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○田辺会長 ありがとうございました。

大変画期的な取り組みで、規制的な措置、補助金に加えて、いわゆるクラウドファンディングといいますか、ファイナンスをきちんとするのは極めて重要だと思います。

御意見、御質問等あれば、ぜひ積極的にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

末吉委員、お願いします。

○末吉委員 ありがとうございます。

まずはいいことをされていきますねということでもあります。

ただ、あえて申し上げれば、ボンド自体は並の金融商品ですね。そこら中にあるボンドですから。ただ、グリーンと言うからには、今もお話がありましたとおり、対象事業をよく選ぶということとといいますか、プロジェクト、事業自体のグリーンさ、新しさが私は非常に重要だと思っております。

それからもう一つは、これまでなかった投資家ですね。多くの市民が投資家になると思うのですけれども、どういった新しいグリーン投資家を発掘できるのか。この両方で、東京都のグリーンボンドの評判とといいますか、意味と言うのか、宣伝効果が随分変わってくると思います。

それから、全体の文脈としては、東京を早く国際金融都市にしたいということですから、これももちろん大変結構な目標だと思うのですけれども、御承知のとおり、今、金融はいかにしてグリーンになるかというのが内外からの圧力で非常に変わろうとしているのです。ですから、旧来の考え方で国際金融投資を考えていると、多分、魅力のない東京になってしまうと私は懸念します。ですから、グリーンボンドも含めて、グリーン性をどうやってつくるのか。もっと言えば、東京自体がいかに世界の金融センターを持つ都市の中でグリーン度が最も高いのか、サステナビリティが非常に進んでいるのか。まず、そういったことが新しい国際金融都市のリーダーになる条件だと思います。ですから、そういったことも考えて、グリーンボンドという金融商品を本当に生かしていくには、大きな基盤づくりからしなければいけない。それはまさに、環境基本計画が狙っている、東京をグリーンにすることですから、ぜひ、そういった一体化の中で進めていただければ大変いいのではないかと考えています。

○田辺会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、いかがでしょうか。御発言のない方、ぜひ御質問でも御意見でもいただければと思います。

諸富先生、お願いいたします。

○諸富委員 今の末吉委員の発言に関連するのですけれども、グリーンボンドも大変すばらしいアイデアだと思うのですけれども、どれだけ投資先がいいものであるかによって、その評判が決まるという意味では、ここで挙げられている事業はいいのかなと思うのですが、前知事のもとで、東京都の再生可能エネルギーの比率を高めていくという議論をやったのです

けれども、そのときに、例えば東京都の都内だけで再生可能エネルギーの目標値を満たすというのは非常に難しいという議論があって、場合によっては、例えば北海道、東北での風力とかあるいはバイオマスだとか、こういった再エネ事業に対しても、東京都は積極的に投資をしていく。そこでふえた再エネを東京都の歳出としてカウントしていくという議論をしたのです。例えばですけれども、東北、北海道における風力事業にボンドの資金を投資して、なおかつ売電事業、固定価格買い取り制度のもとでやった場合、収益性は結構高まって、利回りもある程度高いものは確保できるというような気がするのですけれども、事務局、もしよければ末吉委員も、そういうものはどう捉えるのでしょうかという御質問なのです。

○田辺会長 いかがでしょうか。事務局でお答えになりますか。

○菅原公債課長（財務局） ありがとうございます。

まず、末吉先生からいただきましたグリーンボンド、グリーンであることということでございます。

グリーンボンドそのものが、投資家の方々への報告というものをすることになっていまして、そこでは定量的、定性的な効果を明確にすることとなっております。まさにグリーンボンドに求められているのは、事業自体がグリーンであることだと思っております。我々としてもグリーンボンドの原則というものに沿う中で、幅広い事業を入れていく中でも、環境に寄与することが確かなものを選びたいと考えております。

それから、新たな投資家へのアクセスということでございますが、一つは、今回、個人向けの都債を環境サポーター債で出ささせていただきましたけれども、こういった形で幅広い都民の方々から応援していただくというのは一つの取り組みでもあるかなと。また、投資家層の多様化という話を先ほどさせていただきましたが、これまで都債を買っていただいている以上の投資家の方々に幅広く入っていただければ、東京都の環境施策をよりいろいろな方から応援していただけるのかなと考えております。

それから、国際金融都市ということでございましたが、今回は国内債ということでございますが、国内の自治体ではグリーンボンドを発行するのが初めてになるかと思えます。国際的にはパリでありますとか、ロンドンといった都市も発行している中、東京都も、国内の自治体の先陣を切って、グリーンボンドを成功させ、国際金融都市にも寄与していきたいと考えております。

○藤本環境政策課長 それから、諸富先生から、質問がございました再エネファンドへの投資でございますが、現在も続けておりまして、最近は何も出てないようなのですけれども、

着実に事業としては進めているところでございます。たまたま高い利回りのある案件がないのではないかということですが、引き続き都内の再エネをふやしていく上では大事なツールだと思っています。今、会計管理局というところで所管していますが、引き続き連携しながらやっていきたいと思っております。

○田辺会長 ありがとうございます。

ほかに御意見を。どうぞ、お願いいたします。

○和気委員 改めて申すまでもないですが、昨年発行済みの東京環境サポーター債は、いわゆる確定利回りの豪ドル建て債券でして、豪ドルの為替レート変動リスクをとまなう少しリスクな地方債です。今回発行を予定されているグリーンボンドの詳しい内容はわかりませんが、もし円建て債券が中心であれば、投資家サイドの満足からすれば、低利回りによる金銭的リターンはあまり期待できないが、調達した資金がよりグリーンなプロジェクト等に使われるという非金銭的なベネフィットが得られるという意味があるわけです。

不透明な国際情勢の下で、相当程度に為替レート変動リスクにさらされるボンドを公共債として個人投資家向けに発行する場合には、十分な説明など、慎重であったほうがよいかもしれません。また、先ほどから委員の皆さんもおっしゃるように、「グリーン」となぜつけているかというところが、投資家サイドにきっちり分からなければいけません。投資プロジェクトの選択などの情報をきちんと告知することが重要なことと思います。

○田辺会長 富田委員、よろしく申し上げます。

○富田委員 今のご発言に重なるのですけれども、オーストラリアという国は、化石燃料の輸出でかなり稼いでいるところがあって、一般的に相対的な通貨の強さというのが資源価格に結構影響されると言われています。そういう意味ではグリーンな投資とオーストラリアドルの変動が、若干マッチしないと懸念される方もいらっしゃるかも知れません。円であればそういうことはなくなると思いますが、今後採用する通貨の予定を教えていただければと思います。

○菅原公債課長（財務局） では、お答えさせていただきます。

まず、今回、東京環境サポーター債の発行に当たりましては、従来、私ども個人向け都債は円貨と外貨を2年間、2本立てでやっておったのですけれども、今年度、マイナス金利政策によりまして、円で個人の投資家に買っていただけるような利率を付すのがなかなか難しいということがございまして、今回、豪ドル1つで出ささせていただいたという経緯がございます。

今度のグリーンボンドですけれども、先ほどの御説明が足らなかった部分もありますけれ

ども、機関投資家の方には、円の国内債で出すのですけれども、個人の投資家につきましては、今年度と同様に、この後の金利の状況を見て、円で出せるかどうかというのを見た上で通貨を判断していきたいと考えております。

それから、豪ドルということですが、今年度につきましてもどの通貨を選択するかというのを、買っていただけるかどうかという観点から検討を重ねまして、ユーロ、アメリカドル、ニュージーランドドルだとかいろいろある中で、今、安定的に推移していて、投資家の方からも買っていただけるだろうというのが豪ドルだということを選択をさせていただいています。豪ドルではございますが、国内のこの近郊にお住まいの方に、国内の資金で買っているということについては変わらないということがございます。なお、販売に当たりましては、従前より先生からもございましたが、リスクについては必ず説明をして、販売をさせていただいているところでございます。

○田辺会長 ありがとうございます。

大分時間が過ぎましたので、あえて御発言、いかがでしょうか。手は挙がりませんが、よろしいですか。

それでは、最後にその他ということで、東京都環境審議会運営要領の一部改正についてでございます。参考資料9の3、4ページにございます環境審議会規則第9条に「この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」とございますので、本議題について審議会にお諮りをしたいと思っております。

事務局から御説明をお願いいたします。

○藤本環境政策課長 環境審議会の運営について定めている要綱というものがございまして、お手元の資料95ページ以降になりますが、96ページに下線部分がございます。今回、新たに修正もしくは追加した点でございます。情報公開をより一層推進していくために、議事録を非公開とする場合は、この根拠を示すという点を追記させていただいております。

資料9の最終ページの別表につきましては、都の組織改正に伴い、修正しているものでございます。

以上でございます。

○田辺会長 ありがとうございます。

事務局の説明のとおりといたしたいと存じますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田辺会長 ありがとうございます。

それでは、これで御了承いただいたということにさせていただきたいと思います。

以上を持ちまして、本日の議事は全て終了となります。

最後に、遠藤局長から御挨拶をお願いしたいと思います。

○遠藤環境局長 改めまして、環境局長の遠藤でございます。

本日は大変お忙しい中、第45回の東京都環境審議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、非常に熱心に御審議をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本日の田辺会長から、水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しと、第8次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定につきまして答申をいただきました。本日まで、専門的なお立場から幅広くさまざまな御意見をいただき、まことにありがとうございます。

とりわけ、延べ3回にわたる水質土壌部会におきまして、御審議をいただきました古米部会長及び部会委員の皆様方には、改めまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

今後、答申を踏まえまして、東京湾や河川における水質汚濁対策をさらに推進し、国や関係自治体等と連携いたしまして、水環境の改善を進めてまいりたいと思います。

また、報告事項につきましても、皆様方から大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

先ほども御説明申し上げましたけれども、昨年12月に策定いたしました、2020年に向けた実行プラン、これにつきましては、東京都環境基本計画の基本的な考え方を踏まえつつ、照明のLED化の推進や、グリーンボンドの発行等、国に先駆ける形での先進性、新規性を持つ施策を盛り込んできたつもりでございます。次年度以降も審議会の場において、施策の進捗状況や、到達度などを御報告させていただきまして、委員の皆様方からさまざまな角度から検証させていただきたいと考えております。

最後にグリーンボンドの話もありましたけれども、グリーン性ということになりますと、実は、債券を発行するのはいいのですけれども、充当できる事業が、地方財政法上の関係に限られたりとかで、いろいろ制約があったりはするのですが、それでもなお、我々がどれだけ新しい施策を、ボンドにふさわしいものを打ち出していけるかというのが非常に重要だと考えております。そういう意味ではグリーン性を非常に高めるという意味での御指導、御意見もいろいろといただければと思っております。

いずれにいたしましても、今後とも都の環境行政につきまして、より一層の御支援、御鞭

槌をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○田辺会長 どうもありがとうございました。

司会進行が悪くて、時間が過ぎてしまって申しわけございませんでした。

委員の皆さん、どうもありがとうございました。事務局のほうに引き継ぎたいと思います。

○藤本環境政策課長 田辺会長、ありがとうございました。

事務局から一点だけ、連絡がございます。

都庁舎に入る際に必要な入庁証をお渡ししておりますが、期限が本年3月31日までとなっております。期限が過ぎた入庁証は御返却いただくことになっておりますので、3月31日までは、都庁にお越しの際に御利用されることもあるかもしれませんので、期限が過ぎましたら、机上にございます返信用の封筒に入れて御返送いただきますよう、お願いいたします。

これをもちまして、第45回「東京都環境審議会」を閉会いたします。

長い時間の御審議、ありがとうございました。

(午後4時39分閉会)